

世界アンチ・ドーピング規程
(The World Anti-Doping Code)

2005 年禁止リストに関する国際基準
(The 2005 Prohibited List International Standard)

(2005 年 1 月 1 日に発効する)

(This List shall come into effective on 1 January 2005)

2005 年禁止リストに関する国際基準

2005 年 1 月 1 日発効

いかなる医薬品も、医学的に正当な適応に限って使用されるべきである。

・常に禁止される物質と方法（競技会検査及び競技外検査）

禁 止 物 質

S1 蛋白同化剤

蛋白同化剤は禁止される。

1. 蛋白同化男性化ステロイド剤 (AAS)

a. 外因性* AAS ; 例として下記のものがある。

18 -ホモ-17 -ヒドロキシエストロ-4-エン-3-オン ;

ボラストロン ; ボルデノン ; ボルジオン ;

カルステロン ; クロステボール ;

ダナゾール ; デヒドロクロロメチルテストステロン ;

デルタ 1-アンドロステン-3, 17-ジオン ; デルタ 1-アンドロステンジオール ;

デルタ 1-ジヒドロテストステロン ; ドロスタノロン ;

エチルエストレノール ;

フルオキシメステロン ; フォルメボロン ; フラザボール ;

ゲストリノン ;

4-ヒドロキシテストステロン ; 4-ヒドロキシ-19-ノルテストステロン ;

メスタノロン ; メステロロン ; メテノロン ; メタンジエノン ; メタンドリオール ;

メチルジエノロン ; メチルトリエノロン ; メチルテストステロン ; ミボレロン ;

ナンドロロン ; 19-ノルアンドロステンジオール ; 19-ノルアンドロステンジオン ;

ノルボレトン ; ノルクロステボール ; ノルエタンドロロン ;

オキサボロン ; オキサンドロロン ; オキシメステロン ; オキシメトロン ;

キンボロン ;

スタノゾロール ; ステンボロン ;

テトラヒドロゲストリノン ; トレンボロン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

b. 内因性** AAS :

アンドロステジオール (アンドロスト-5-エン-3 , 17 -ジオール);

アンドロステジオン (アンドロスト-4-エン-3, 17-ジオン);

デヒドロエピアンドロステロン(DHEA);

ジヒドロテストステロン;

テストステロン及び下記の代謝物と異性体

5 -アンドロスタン-3 , 17 -ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 , 17 ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 , 17 ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 , 17 ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 , 17 ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 , 17 ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 , 17 ジオール;

4-アンドロステジオール(アンドロスト-4-エン-3 , 17 -ジオール);

5-アンドロステジオン(アンドロスト-5-エン-3, 17-ジオン);

エピ-ジヒドロテストステロン;

3 -ヒドロキシ-5 -アンドロスタン-17-オン;

3 -ヒドロキシ-5 -アンドロスタン-17-オン;

19-ノルアンドロステロン;

19-ノルエチオコラノロン。

上記のような体内で自然につくられる**禁止物質**については、**検体中の禁止物質**、その代謝物又はマーカ-の濃度あるいはその他関連物質との比率が正常範囲からかけ離れ、正常な内因性物質とは判断できない場合、**検体には禁止物質が含まれているとみなされる**。ただし、**禁止物質**、その代謝物又はマーカ-の濃度あるいはその他関連物質との比率が生理的あるいは病理的状态に起因することを**競技者が証拠をもって立証した場合**、**検体に禁止物質が含まれているとはみなされない**。尚、いかなる場合においても、信頼性の高い分析方法に基づいてその**禁止物質**が外因性由来であることを証明できる場合には、分析機関は**違反が疑われる分析結果**として報告することになる。

分析機関の結果では最終結論が出なかったり、あるいは検査値が上述のような濃度基準に達していなくても、ステロイドプロファイルと比較して禁止物質を使用した形跡が濃厚であると判断される場合、当該アンチ・ドーピング機関は別に追加調査を行うものとする。

分析機関から、尿中の T/ET 比が 4 をこえて報告された場合、その比率が生理学的・病理的状态に起因するか否かを判断するため、必ず追跡調査を実施しなければならない。ただし、分析機関から報告された違反の疑われる分析結果が、信頼のおける分析方法を用いて外因性の禁止物質であることを証明している場合には、この限りではない。

これらの追加調査では、選手のこれまでの検査結果及びその後に行った検査結果が調査対象となる。以前の検査結果がない場合、当該競技者は 3 ヶ月以内に少なくとも 3 回の予告無し検査を受けるものとする。

競技者がこの調査への協力を怠った場合、当該競技者の検体に禁止物質が含まれていると見なされることになる。

2. その他の蛋白同化剤;例として下記のものがある

クレンブテロール、ゼラノール、ジルパテロール

このセクションにおいて、

- * 「外因性(exogenous)」とは、体内で自然につくられない物質をいう。
- ** 「内因性(endogenous)」とは、体内で自然につくられる物質をいう。

S2. ホルモンと関連物質

下記の物質は、類似の化学構造又は類似生物学的効果を有するその他の物質及び放出因子も含め、禁止されている。

1. エリスロポエチン(EPO) ;
2. 成長ホルモン(hGH)、インスリン様成長因子(IGF-1)、機械的成長因子(MGFs) ;
3. ゴナドトロピン類(LH ,hCG) ;
4. インスリン ;
5. コルチコトロピン類 ;

検体中の禁止物質又はその代謝物の濃度あるいはその他関連物質との比率やマーカーが正常範囲を逸脱し正常な内因性物質とみなされない場合、競技者がその濃度が生理的状态あるいは病理的状态に起因することを証明しない限り、その競技者の検体中には禁止物質が含まれていたものとみなされる。

検体中に上記禁止リストにあげられたホルモンと類似の化学構造や生物学的効果を持つ物質、診断マーカー類、放出因子が検出された場合、あるいは検出物質が体外由来であることが明らかにされた場合、それらは違反の疑われる分析結果として報告される。

S3 ベータ2作用剤

ベータ2作用剤は、その異性体(D体及びL体)も含めて禁止される。これらを使用するには、治療目的使用の適用措置(TUE)が必要となる。

ただし、喘息、運動誘発性喘息、気管支収縮の予防や治療を目的としてフォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンの吸入を使用する場合には、治療目的使用の適用措置(TUE)の略式申請が必要となる。

治療目的使用の適用措置（TUE）が認められていても、分析機関からサルブタモールの濃度(フリー及びグルクロン酸抱合体濃度)が 1000 ng /ml 以上と報告された場合、その異常値がサルブタモール吸入による治療目的の結果であることを競技者側が立証しないかぎり、違反の疑われる分析結果として扱われることになる。

S4. 抗エストロゲン作用を有する物質

下記の抗エストロゲン作用を有する物質は禁止される。

1. アロマターゼ阻害薬の例としては、次のものが挙げられる。
アナストロゾール、レトロゾール、アミノグルテチミド、エクスメスタン、
フォルメスタン、テストラクトン。
2. 選択的エストロゲン受容体調節因子(SERMs)の例としては、次のものが挙げられる。
ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン
3. その他の抗エストロゲン作用を有する薬物の例としては、次のものが挙げられる。
クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント。

S5. 利尿剤と隠蔽剤

利尿剤と隠蔽剤は禁止される。

隠蔽剤の例としては、下記のもの挙げられる。

利尿剤*、

エピテストステロン、プロベネシド、

-還元酵素阻害剤（例、フィナステリド、デュタステリド）

血漿増量物質(例、アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン)

利尿剤には、下記のもの含まれる；

アセタゾラミド、アミロリド、

ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、

フロセミド、インダパミド、メトラゾン、スピロノラクトン、

チアジド類（例、ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド）

トリウムテレン、及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

* 競技者の尿中に禁止物質が閾値水準あるいはそれに近い水準で存在し、かつ利尿剤が含まれていた時、治療目的使用の適用措置（TUE）は無効となる。

禁止方法

M1. 酸素運搬能の強化

下記の事項が禁止されている。

- a. 血液ドーピング。血液ドーピングとは、医療行為以外の目的で、自己血、同種血、異種血又はその他に由来する赤血球製剤を投与することをいう。
- b. 酸素摂取や酸素運搬を人為的に促進すること。その例として、過フルオロ化合物、エファプロキシラル(RSR13)、組換えヘモグロビン製剤(例、修飾ヘモグロビン製剤、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤)がある。

M2. 化学的・物理的操作

下記が禁止される。

ドーピングコントロールで採取された検体の完全性及び有効性を変化させるために改ざん又は改ざんしようとする事。

具体例として、点滴静注^{*}、カテーテルの使用、尿のすり替えなどがあげられる。

* 正当な緊急の医療行為を除き、点滴静注は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング

治療以外の目的で、競技能力を高める可能性のある細胞、遺伝子、遺伝因子又は遺伝子発現の調整は禁止される。

・ 競技会検査で禁止対象となる物質・方法

前文 S 1 ~ S 5、M 1 ~ M 3 に加えて、下記のカテゴリーも競技会において禁止される。

禁 止 物 質

S6 興奮剤

下記の興奮剤は禁止される。また、関連したその光学異性体(D 体及び L 体)も含めて禁止される。

アドラフィニル、アンフェブラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、
ベンズフェタミン、プロマンタン、
カルフェドン、カチン*、クロベンゾレックス、コカイン、
ジメチルアンフェタミン、
エフェドリン**、エチルアンフェタミン、エチレフリン、
ファンプロファゾン、フェンカンファミン、フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、
フェンプロレックス、フルフェノレックス、
メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン、
メチルアンフェタミン、メチレンジオキシアンフェタミン、
メチレンジオキシメタンフェタミン、メチルエフェドリン**、メチルフェニデート、
モダフィニル、
ニケタミド、ノルフェンフルラミン、
パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、フェンジメトラジン、
フェンメトラジン、フェンテルミン、プロリント、
セレギリン、ストリキニーネ、及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの^{***}。

* カチン；尿中濃度 5 µg/ml 以上が禁止。

** エフェドリンとメチルエフェドリン；尿中濃度 10 µg/ml 以上を禁止。

*** 2005 年監視プログラム対象物質（ブプロピオン、カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドロール、プソイドエフェドリン、シネフリン）は禁止物質とみなさない。

注釈：アドレナリンは、局所麻酔剤との併用あるいは局所使用（例、鼻、眼）の場合、禁止されない。

S7 麻薬性鎮痛剤

下記の麻薬性鎮痛剤は禁止される。

ブプレノルフィン、
デキストロモラミド、ジアモルヒネ(ヘロイン)、
フェンタニル及び誘導体、
ヒドロモルフォン、
メサドン、モルヒネ、
オキシコドン、オキシモルフォン、
ペンタゾシン、ペチジン。

S8 カンナビノイド

カンナビノイド(例、ハシシュ、マリファナ)は禁止される。

S9 糖質コルチコイド

糖質コルチコイドの経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用はすべて禁止される。これらの使用にあたっては、治療目的使用の適用措置(TUE)が必要となる。

上記以外の使用経路については、治療目的使用の適用措置(TUE)の略式申請が必要となる。

皮膚外用剤は禁止されない。

・ 特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

下記の競技種目において、アルコール(エタノール)は競技会検査に限って禁止される。検出方法は、呼気分析あるいは血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値が競技団体ごとに()で表示されている。

航空スポーツ(国際航空連盟:FAI)	(0.20 g/l)
アーチェリー(国際アーチェリー連盟:FITA)	(0.10 g/l)
自動車(国際自動車連盟:FIA)	(0.10 g/l)
ビリヤード(世界ビリヤード・スポーツ連合:WCBS)	(0.20 g/l)
スポーツブル(国際スポーツ・ド・ブル連合:CMSB)	(0.10 g/l)
空手(世界空手道連盟:WKF)	(0.10 g/l)
近代五種(国際近代五種連合:UIPM)	(0.10 g/l)
モーターサイクル(国際モーターサイクル連盟:FIM)	(0.00 g/l)
スキー(国際スキー連盟:FIS)	(0.10 g/l)

P2. ベータ遮断剤

特段の定めがある場合を除き、ベータ遮断剤は、下記の競技種目において競技会検査に限って禁止される。

航空スポーツ(国際航空連盟:FAI)
アーチェリー(国際アーチェリー連盟:FITA)(競技外においても禁止)
自動車(国際自動車連盟:FIA)
ビリヤード(世界ビリヤード・スポーツ連合:WCBS)
ボブスレー(国際ボブスレー連合:FIBT)
スポーツブル(国際スポーツ・ド・ブル連合:CMSB)
ブリッジ(世界ブリッジ連盟:FMB)
チェス(国際チェス連盟:FIDE)
カーリング(世界カーリング連盟:WCF)
体操(国際体操連盟:FIG)
モーターサイクル(国際モーターサイクル連盟:FIM)
近代五種(国際近代五種連合:UIPM)射撃種目について
ナインピン・ボーリング(国際ボウリング連盟:FIQ)
セーリング(国際セーリング連盟:ISAF) - マッチレースのみ
射撃(国際射撃連盟:ISSF)(競技外においても禁止)
スキー(国際スキー連盟:FIS) - ジャンプ競技とフリースタイル・スノーボード
水泳(国際水泳連盟:FINA) - ダイビングとシンクロナイズド・スイミング
レスリング(国際レスリング連盟:FILA)

ベータ遮断剤の例としては、下記のものがある。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、
ベタキシロール、ビソプロロール、ブノロール、
カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、
エスモロール、
ラベタロール、レボブノロール、
メチプラノロール、メトプロロール、
ナドロール、
オクスプレノロール、
ピンドロール、プロプラノロール、
ソタロール、
チモロール。

. 指定物質*

「指定物質*」は、下記のとおりである。

エフェドリン、L-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン；
カンナビノイド；
すべての吸入ベータ2作用剤、(クレンプテロールを除く)；
プロベネシド；
すべての糖質コルチコイド；
すべてのベータ遮断剤；
アルコール。

* 禁止リストでは、「医薬品として広く市販され、ドーピング物質としては比較的乱用されることが少なく、従って不注意でドーピング規則違反を起こしやすいものを、特に指定物質として定義する」。この物質によるドーピング違反では、「この種の指定物質の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が証明できれば」制裁処置は軽減されることがある。